

令和2年度新潟市内部統制評価報告書審査実施計画

1 審査の種類

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書審査

2 審査の対象

令和2年度新潟市内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

審査にあたっては、主として次の点に留意し実施する。

- (1) 評価手続きに沿って適切に評価が実施されているか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

4 審査の主な実施手続

内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料の閲覧、及び関係職員に対する質問等により審査する。

なお、審査に際しては、「新潟市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づくとともに、その他の監査等において得られた知見を利用できるものとする。

5 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室等

(2) 日程

ア 実施期間	令和3年5月下旬～令和3年8月下旬
イ 監査委員ヒアリング	令和3年7月上旬
ウ 中間報告	令和3年7月下旬
エ 監査委員復命	令和3年8月下旬
オ 市長提出	令和3年9月上旬

6 審査の担当者及び事務分担

一般会計等担当グループ5名